

長野県「アートの手法を活用した学び」推進事業

パッケージ型実施校の募集について

長野県県民文化部文化振興課

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

1 趣旨

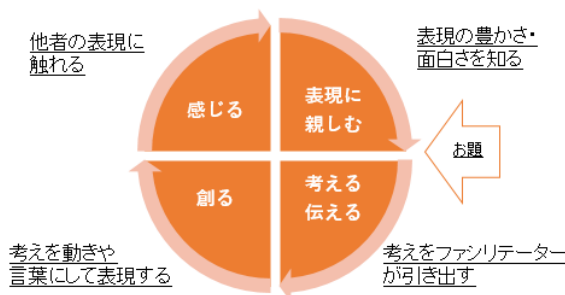
「アートの手法を活用した学び」推進事業は、県内で演劇やダンスなどの表現活動などを行っているファシリテーター等を学校へ派遣し、コミュニケーション能力や表現力、創造力等を育むことができる“「表現とコミュニケーション」プログラム”や、美術作品をみながら、発見や感想、疑問などを交わしあう“「対話を通した鑑賞」プログラム”によるワークショップの実施を通して、教員が子どもの発想を活かし育てる活動を学校に取り入れ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に生かすことを目的としています。

パッケージ型実施においては、学校の教員に向けたワークショップと、児童生徒を対象とした複数回のワークショップを合わせて実施することで、学校全体での「アートの手法を活用した学び」に関する取り組みを後押しします。

※パッケージ型実施は実施校への補助金により実施するため、別紙2-1で募集を行っているプログラム実施校とは経費支払い及び実施までの流れが異なりますのでご注意ください。

<表現とコミュニケーションプログラム>

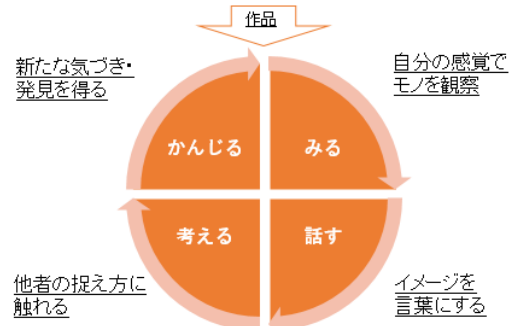
演劇やダンスを応用したワークショップを通して、身体表現やコミュニケーション、創造力、チームワーク、他者理解、自己肯定感が高まる。



- ★演劇の仮想的な世界を創造することにより抵抗感を和らげた状態で自己表現できる環境をつくる。
- ★個々の表現の多様性に触れ、普段の生活でのコミュニケーション力の向上につながる
- ★グループで一つの作品を創作することで、他者性に触れ、他者理解や合意形成をとる経験をする。
- ★自らの発想と身体で発表し、他者から理解・評価を得ることで、自己肯定感が高まる。

<対話を通した鑑賞プログラム>

アート作品をみながら、発見や感想、疑問などを共有し、話し合うことで言語表現や観察力、コミュニケーション、他者理解、自己肯定感が高まる。



- ★他者に向けてイメージ（非言語）を言葉で表現することで伝達する力が向上する。同時に他者の言葉の表現への想像力が向上し、相互理解が生まれる。
- ★見ている作品に多様な見方、捉え方があることに触れ、他者理解、他者への寛容が生まれる。
- ★自身の捉え方を他者から理解・評価されることで、自己肯定感に繋がる。
- ★読書と同様に「朝鑑賞」の形で継続しやすい。

2 対象

長野県内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校

3 募集校数

1校（予定）

4 実施方法

(1) 実施期間

令和7年10月1日(水)～令和8年2月27日(金)

(2) 実施会場

原則、実施校の施設(教室、多目的室、体育館等)

(3) ファシリテーター

- ・「表現とコミュニケーション」プログラム

原則、長野県「アートの手法を活用した学び」推進事業で活動実績がある別紙の者

- ・「対話を通じた鑑賞」プログラム

県内美術館などの学芸員が所属を超えて活動するシンビズムワーキンググループメンバーのなかで対話を通じた鑑賞のファシリテーターとして実績がある学芸員

(4) 実施回数

以下の①②を両方実施することとします。

- ①教員に向けたワークショップ 1回以上
 - ②児童生徒を対象としたワークショップ 原則として合計6回以上
- ※②は、1クラスにおける1日の実施を1回とします。

(5) ワークショップの内容

実施校の採択後、ファシリテーター及び県(文化振興課)との打ち合わせを行い、実施校や学級の課題・要望を踏まえたうえで決定します。

(例) ● 学校からの要望

対話・表現することに親しみ、他者(クラスメートや大人)と関わり合って表現を創造することの楽しさや豊かさを学ばせたい。

● 授業の位置づけ

- ・学級づくりや人間関係づくりに生かすために行う→学級活動、エンカウンターなど
- ・教科の授業の中で行う→国語、体育など 総合的な学習の時間で行う

● 実施内容

要望の達成に向けて次のキーワードを意識したワークショップを実施。

コミュニケーション力、表現力、創造力の向上 / 学級人間関係促進 / 楽しさ、喜び
他者との出会い、他者理解 / 一体感、達成感 / 自己肯定感 など

5 経費について

(1) 経費負担

県が負担する経費	実施校が負担する経費
・ファシリテーターの謝金及び旅費 (上限 70 万円)	・ <u>上限額を超える旅費及び謝金</u> ・ その他の経費 (消耗品代等)

※実施校の採択後、ファシリテーター及び県との打ち合わせを行ったうえで、実施に要する経費を決定します。

※パッケージ型実施終了後、学校からの報告書に基づき、県が実績及び経費支払に当たり必要な書類の確認を行い、交付決定時に通知した額の範囲内において、県から学校へ補助金を交付します。

(2) 経費の目安

謝金…ファシリテーター1 人当たり 6,600 円／1 時間

旅費…各学校の規定に基づく額

※各ファシリテーターの居住地から学校までの、最も効率的かつ経済的な移動経路の往復旅費を上限とする

【参考】

当該事業の実時間 (目安)

ワークショップ実施 (1 回) (準備・片付けを含める)	2 時間
振り返り (ワークショップ当日に実施)	1 時間



ファシリテーター 3 名により、計 5 日間で、

- ・教員向けワークショップを 2 回実施
- ・プログラム実施を 3 クラスが 3 回実施した場合

計 698,400 円

謝 金	653,400 円	内訳 : (6 時間 + 27 時間) × 6,600 円 × 3 名
旅 費	45,000 円	内訳 : 3,000 円 × 3 名 × 5 日間 (自家用車使用・片道 50 km・長野県規程の場合)

※あくまでも参考額です。実施内容 (時間やファシリテーターの人数) により異なります。

6 応募方法

(1) 提出書類

別紙 3 - 2「(様式第 1 号) エントリーシート」に必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 申込期限

令和 7 年 7 月 31 日 (木)

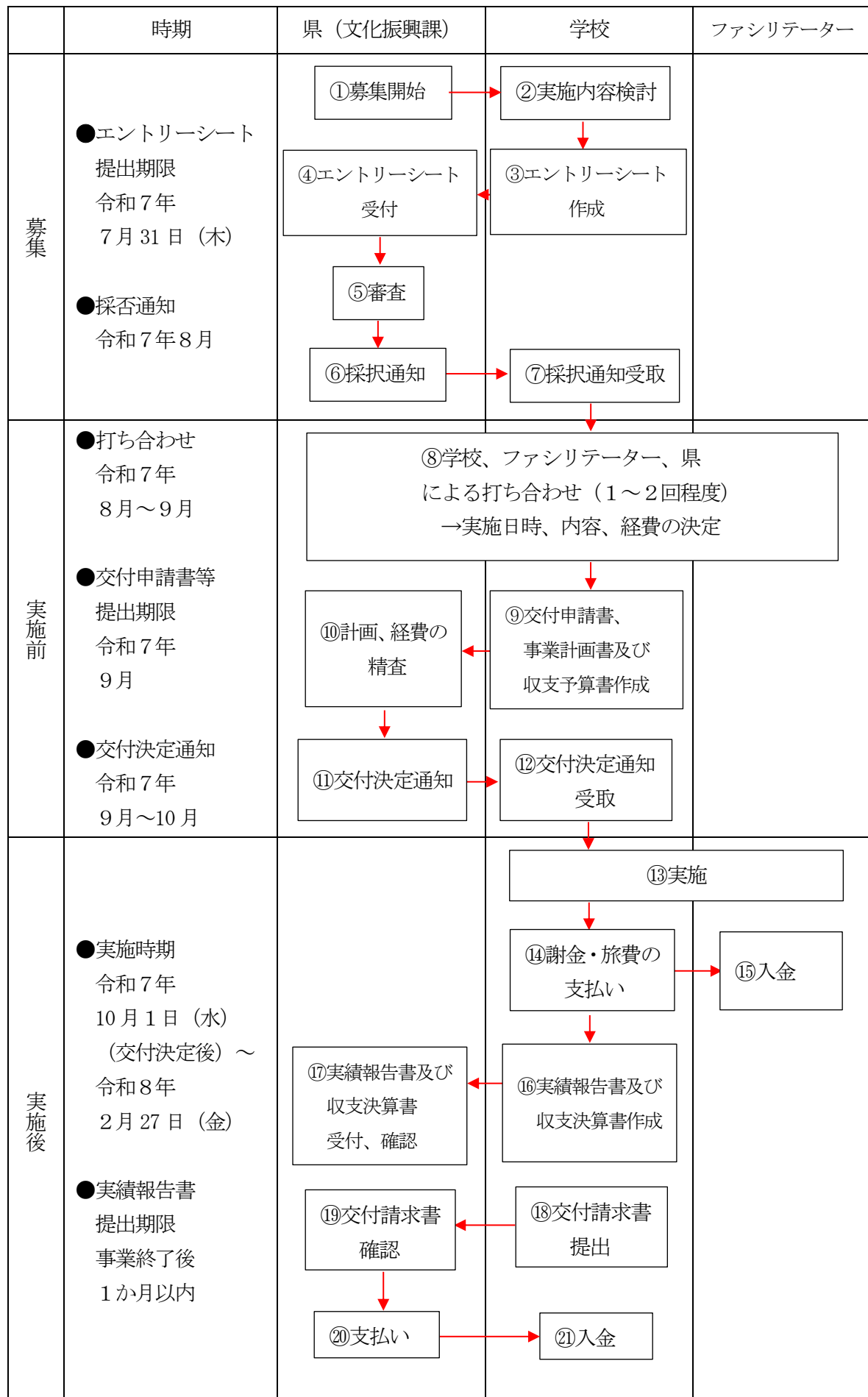
(3) 提出先

長野県県民文化部文化振興課芸術文化係

メールアドレス : gei_jutsu@pref.nagano.lg.jp

メール件名 : (学校名)「アートの手法を活用した学び」パッケージ型実施校のエントリーについて

7 募集から実施までの流れ



8 審査

(1) 審査方法

書面審査にて選定します。

(2) 審査のポイント

- ア 実現性：実施ができる体制、スケジュールの妥当性が確保されているか。
- イ 必要性：当該学校が実施する必要性があるか。
- ウ 継続性：補助金による実施終了後も、継続して実施していく意向があるか。
- エ 検証：本事業の効果検証に協力できるか。
- オ 取材対応：撮影や取材、見学者に対応できるか。

(3) 審査の結果

審査結果については8月中に電子メール等にてお知らせします。

9 採択された場合の注意点

(1) 交付申請書、事業計画書及び収支予算書の作成及び提出

採択後、ファシリテーター及び県との打ち合わせを1～2回程度行い、実施日時、内容及び経費を決定します。決定後、補助金の交付申請書、事業計画書及び収支予算書を提出していただきます。計画及び経費の精査後に交付決定を行い、実施は交付決定以降に可能となります。

(2) 採択結果・実施内容の公表

採択された学校については、学校の名称、実施の概要、補助金額等の情報を、長野県ホームページ等のウェブサイトや広報媒体で公表します。

(3) 経過報告及び実績報告、実施の評価

実施の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告をしていただきます。あわせて、事業終了後1か月以内に、指定の様式による実績報告書及び会計書類の提出をしていただきます。書類の確認後、補助金交付請求書をご提出いただき、提出から1か月以内に補助金の交付を行います。

(4) 会計書類等の収集・保管

ア 支払関係書類の収集・保管

・実績報告に伴う会計書類として、補助金対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関振込明細票のセット〉〕の写しを提出していただきます。次の点に留意し、支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、団体等名と一致させること。(略称は不可)

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

※支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、補助金額が減額となる場合があります。

イ 補助金交付に関する書類の保管〔5年間〕

・採択された学校は、補助金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類(領収書、請求書、金融機関利用明細書等)を他の経費と区分して整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

(5) 補助金の返金・減額

補助金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また本事業の要綱等や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、補助金を返還していただくことがあります。

10 その他

- ・実施を中止する場合は、速やかに状況を報告してください。
- ・この事業は、学校とファシリテーターとで伴走しながら実施する内容としているため、打ち合わせやワークショップ当日は必ず学校職員に同席・参加いただきます。

「アートの手法を活用した学び」推進事業について

長野県が、「長野県文化芸術振興計画」に基づき、県内の学校において、児童生徒がアートの手法を通じてコミュニケーション能力や表現力、創造力を学び育むことを目的に、実施しているプロジェクトです。(令和4年度まで「演劇による学び」推進事業として実施)

本事業の詳細および昨年度の教員向けワークショップの様子は、県公式ホームページや長野県文化芸術情報発信サイト「CULTURE. NAGANO」(カルチャー・ドット・ナガノ)に公開されていますのでこちらをご覧ください。

長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bunkashinko/art/hyougen.html>



長野県文化芸術情報発信サイト「CLTURE. NAGANO」(カルチャー・ドット・ナガノ)

<https://www.culture.nagano.jp/special/8688/> (表現とコミュニケーション)

<https://www.culture.nagano.jp/special/10425/> (対話を通じた鑑賞)

(表現とコミュニケーション)

(対話を通じた鑑賞)



11 問い合わせ先

(1) 「アートの手法を活用した学び」推進事業全般・補助金等に関すること

○長野県県民文化部文化振興課 芸術文化係 (担当 春原)

電 話 : 026-235-7282

メール : geijutsu@pref.nagano.lg.jp

(2) 授業への導入に関すること

○長野県教育委員会事務局学びの改革支援課 義務教育指導係 (担当 小林)

電 話 : 026-235-7434

メール : kyogaku@pref.nagano.lg.jp